

議案第8号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 烏取 県農業 構造改 革支援 基金	農業経営の 規模拡大、農 用地の集団化、新たに農 業を営もうと する者の参入 の促進等によ る農用地の利 用の効率化及 び高度化を図 り、もって農 業の生産性の 向上に資する こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
33 烏取 県地域 医療介 護総合 確保基	高齢者等が その有する能 力に応じ自立 した日常生活 を営むことが	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 烏取 県農業 構造改 革支援 基金	農業経営の 規模拡大、農 用地の集団化、新たに農 業を営もうと する者の参入 の促進等によ る農用地の利 用の効率化及 び高度化を図 り、もって農 業の生産性の 向上に資する こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

金	できるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	積立て	源に充てるとき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。